

計画の名称 松本市歴史的風致維持向上計画

主 体 松 本 市

計 画 期 間 平成 23 年度から平成 32 年度

序章

1 計画策定の背景

松本市には、地理的条件の特徴を活かしたり、人々の暮らしの知恵により生み出された活動が、城下町の町割や歴史的建造物と相まって、歴史的風致が形成されている。

一方では、経済的発展と便利さを優先して行われた都市基盤整備や建築物の建設などにより、歴史的なまちなみが姿を消し、伝統的な文化、技術も失われつつある。更に、超少子高齢型人口減少社会を迎え、人口減少とともに地域の人々のつながりが弱体化してきており、歴史的風致の維持が危惧されている。

私たちは、人々により連綿と引き継がれてきた歴史、風土や習俗を松本市民の資産として、次世代に引き継がなければならない。そのためには郷土の歴史を学び、まちの形成過程を知り、地域の文化を尊び守る活動を通して歴史的風致の課題を探り、維持及び向上を図ることが必要である。

また、歴史的風致を構成する歴史的建造物については、周辺環境と一体的に保存・整備し、文化的空間として積極的に活用することが求められている。

このような背景から、松本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

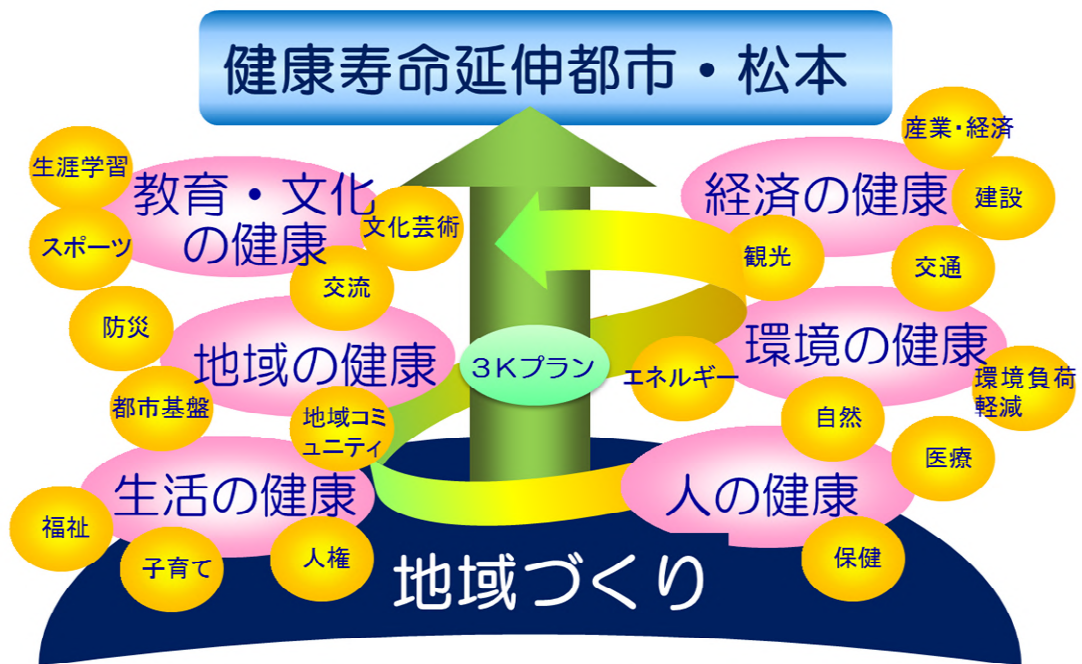
2 計画策定の目的と役割

松本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定により「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

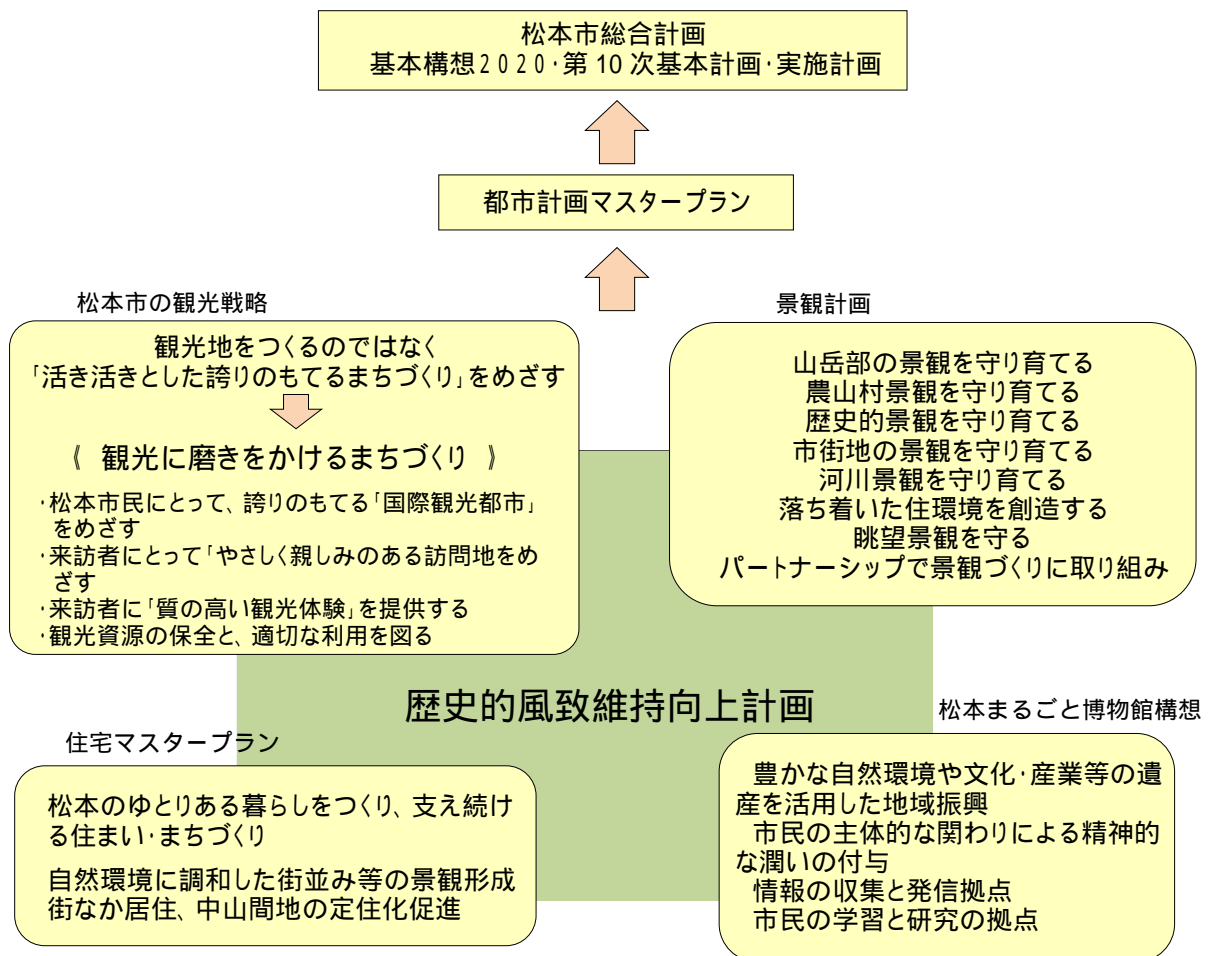
本計画は、松本市政の柱である「健康寿命延伸都市・松本」の創造を推進する計画の一つとして位置付け、策定に当たっては、各種計画との整合を図ることとする。

「健康寿命延伸都市・松本」の基本理念は、量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、だれもがいきいきと暮らしていくため、「健康寿命」の延伸を目指していくことである。

また、「健康寿命延伸都市・松本」の創造は、「健康寿命」を延ばす健康づくりに取り組むとともに、市民一人ひとりがいきいきとした人生と健康的な生活が送れるよう、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくものである。



「健康寿命延伸都市・松本」を目指し、地域を基盤として螺旋状に上昇



具体的な取組みとしては、健康づくりをキーワードとして、私たちを取り巻くあらゆる環境を見直し、総合的に整えていくものである。

「健康寿命延伸都市・松本」を創造するということは、快適で活力ある地域社会を創ることであり、「健康づくり」、「危機管理」、「子育て支援」を最重要施策（3Kプラン）と位置付け、取り組んでいる。この三つの最重要施策の下に、健康づくりを共通の核として、医療・保健・福祉にとどまらず、経済・産業、観光・交流、生涯学習・スポーツ、教育・文化芸術、環境・エネルギー、街なか居住・中山間地における田舎暮らし、交通・都市基盤の八つの分野を特に想定し、それぞれの分野が相互に連携して全体的に機能することを目指している。

歴史的風致維持向上計画は、下記理由により「健康寿命延伸都市・松本」の創造を担うものである。

(1) 歴史、文化を活かした景観形成による住環境の向上

景観は、目に見えるものを個人の感性で評価するものであるが、見えるものだけではなく歴史、文化、風習といった年月を積み重ねてきた人々の活動を含めた土地柄も、人々の感性に響く重要な要素である。

松本市には、歴史的建造物と伝統を反映した人々の活動が引き継がれており、それを歴史的風致として地域の個性として表現し、更に魅力を高めることにより、人々の感性に響く景観形成が推進され、暮らしやすいまちづくりに寄与する。

(2) 伝統行事、伝統文化の保存、継承

素朴な民間信仰から派生し、長く継承されてきたゆかしい習俗を、多くの市民が知り、興味を持って体験することで、郷土への愛着が深まり、伝統行事、伝統文化の本質が学ばれ、保存、継承が推進される。

(3) 観光都市としての魅力の向上

歴史的風致は、歴史的に価値の高い建造物と人々の活動を一体として捉えるもので、単なる建造物としての価値を超えた魅力が創出される。こうした新たな魅力は、本市の経済基盤を支える重要な産業の一つである観光の振興により一層寄与し、地域経済の活性化が図れるものと期待される。

3 計画策定の経緯と体制

(1) 計画策定の経緯

・平成22年 8月30日

庁議において計画策定への取組みを決定

・同 年 9月10日

第1回庁内策定委員会幹事会

歴史的風致、維持向上の課題・基本方針、重点区域内の実施事業について協議

・同 年 9月21日

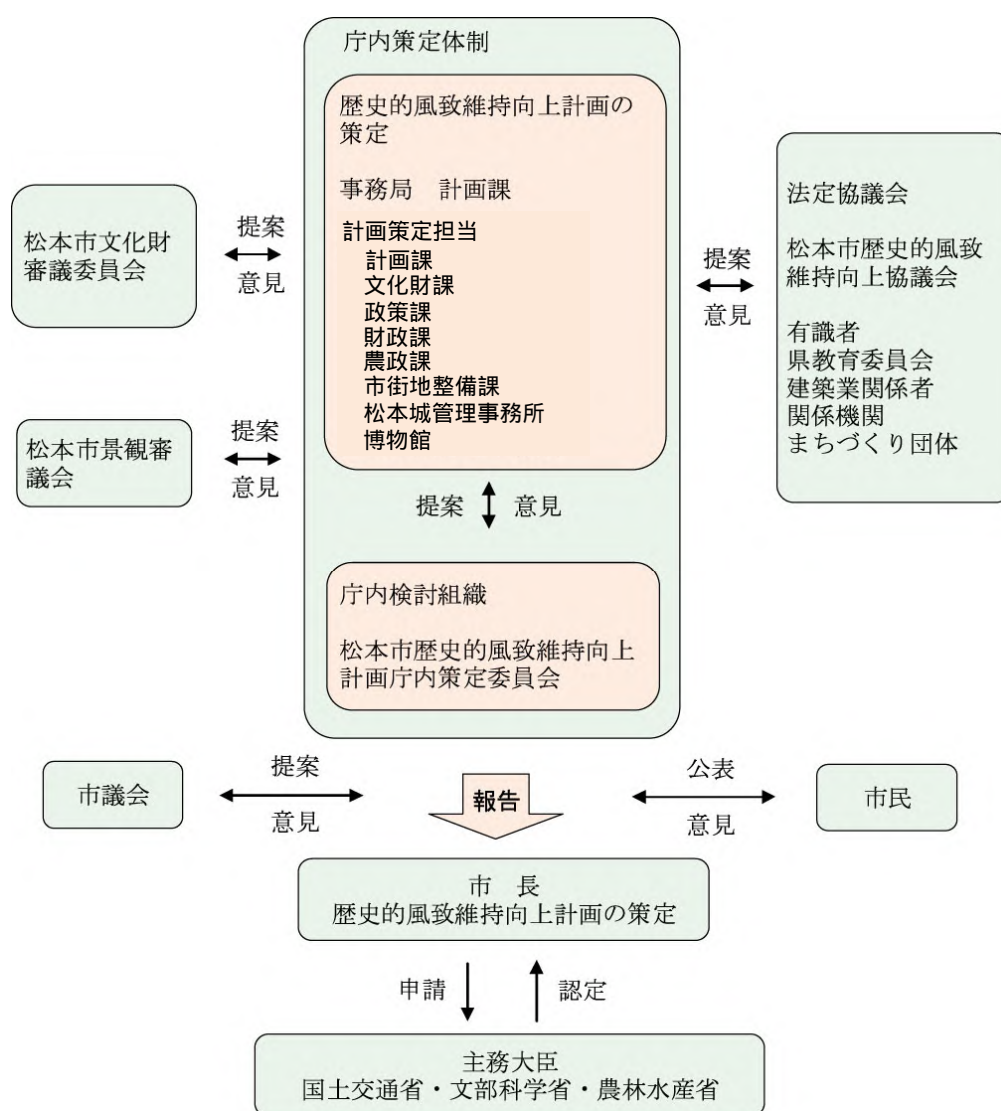
第1回庁内策定委員会

歴史的風致、維持向上の課題・基本方針について協議

- ・同 年 10月 8日
第2回庁内策定委員会幹事会
重点区域、重点区域内の実施事業について協議
- ・同 年 10月13日
第1回松本市歴史的風致維持向上協議会
歴史的風致、維持向上の課題・基本方針について意見聴取
- ・同 年 10月18日
第2回庁内策定委員会
重点区域、良好な景観の形成に関する施策との連携等について協議
- ・同 年 11月15日
第3回庁内策定委員会
序章、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理について協議
- ・同 年 11月22日
庁議において「松本市歴史的風致維持向上計画（案）」について協議
- ・同 年 11月24日
第2回松本市歴史的風致維持向上協議会
重点区域の位置及び区域、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項等について意見聴取
- ・同 年 12月 9日
松本市議会建設委員協議会へ「松本市歴史的風致維持向上計画（案）」を報告
- ・同 年 12月15日から平成23年 1月14日まで
パブリックコメントとして、市民からの意見を募集
6名から19件の意見を受付、3件を計画に反映
- ・平成23年 2月 2日
第4回庁内策定委員会・第3回松本市歴史的風致維持向上協議会
パブリックコメントの結果報告
「松本市歴史的風致維持向上計画（案）」全体について協議
- ・同 年 2月 8日
松本市景観審議会の意見聴取
「松本市歴史的風致維持向上計画（案）」の概要を報告
- ・同 年 2月14日
庁議においてパブリックコメントの結果を報告
- ・同 年 3月11日
松本市議会建設委員協議会へパブリックコメントの結果を報告
- ・同 年 5月27日
認定申請
「松本市歴史的風致維持向上計画」の認定を申請
- ・同 年 6月 8日
国が「松本市歴史的風致維持向上計画」を認定

- ・平成26年 7月25日
「松本市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更に係る届出書を提出
- ・平成29年 3月16日
変更申請
「松本市歴史的風致維持向上計画」の変更を申請
- ・同年 3月31日
国が「松本市歴史的風致維持向上計画」を変更認定

(2) 計画策定の体制（認定申請時：平成23年5月現在）
本計画策定の策定体制及び流れは、以下のとおりである。



松本市歴史的風致維持向上協議会

区 分	氏 名	役 職 、 職 業 等
学識経験者	桐原 健	松本市文化財審議委員会 委員長
	中川 治雄	松本市文化財審議委員会 副委員長
	土本 俊和	松本市景観審議会委員
	後藤 芳孝	松本城管理事務所 研究専門員
長野県	花岡 隆夫	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長
	小平 重登	長野県松本建設事務所長
関係機関	児野 登	松本商工会議所
	木内 基裕	松本商店街連盟
	宮崎 正博	松本市建設業協会
	保高 治紀	長野県建築士会松筑支部
	小林 秀行	長野県建築士事務所協会松筑支部
各種団体 N P O	小澤 虎雄	松本市町会連合会
	山本 桂子	新まつもと物語プロジェクト
	水野谷 武士	松本青年会議所